

平成 2 6 年 5 月 臨時会

# 河 合 町 議 会 会 議 録

平成 2 6 年 5 月 8 日 開会

河 合 町 議 会



河合町告示第4号

平成26年第1回（5月）河合町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成26年 4月23日

河合町長 岡井 康徳

1 期 日 平成26年5月8日

2 場 所 河合町議会議場

3 付議事件

議案第24号 河合町一般会計補正予算について

議案第25号 河合町一般会計補正予算について

承認第1号 専決処分を求めることについて

(平成25年度河合町一般会計補正予算)

承認第2号 専決処分を求めることについて

(河合町税条例の一部改正)

承認第3号 専決処分を求めることについて

(河合町国民健康保険税条例の一部改正)

平成 2 6 年 5 月 8 日 (木曜日)

( 第 1 号 )

## 平成26年第1回(5月)河合町議会臨時会会議録

### 議事日程(第1号)

平成26年5月8日(木)午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第24号 平成26年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 4 議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成25年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(河合町税条例の一部改正)
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて  
(河合町国民健康保険税条例の一部改正)
- 

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで議事日程に同じ

- 追加日程第 1 副議長辞職の件
- 追加日程第 2 副議長の選挙
- 追加日程第 3 議長辞職の件
- 追加日程第 4 議長の選挙
- 追加日程第 5 各常任委員会の委員の選任
- 追加日程第 6 議会運営委員会の委員の選任
- 追加日程第 7 学校再編検討特別委員会の委員の辞任
- 追加日程第 8 学校再編検討特別委員会の委員の選任
- 追加日程第 9 継続調査
-

出席議員（13名）

1番	馬場千恵子	2番	杵本光清
3番	吉村幸訓	4番	岡田康則
5番	森尾和正	6番	池原真智子
7番	西村 潔	8番	疋田俊文
9番	谷本昌弘	10番	中尾伊佐男
11番	岡井誠也	12番	辻井賢治
13番	弓戸 猛		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	岡井康徳	副町長	藤岡和成
教育長	竹林信也	総務部長	竹田裕昭
福祉部長	中尾博幸	住民生活部長	梅本英則
まちづくり 推進部長	東 正次	教育部長	井筒 匠
総務部次長	澤井昭仁	総務部次長	福井敏夫
まちづくり 推進部次長	堀内伸浩	総務課長	木村光弘
税務課長	岡田昌浩	安心安全 推進課長	森嶋雅也
住民福祉課長	門口光男	福祉政策課長	辰己 環
社会福祉 協議会課長	上村 豊		
特命担当	山本孝典	住民生活課長	西浦清繁
環境衛生課長	斉藤幸美	まちづくり 推進課長	中山雅至
上下水道課長	石田英毅	教育総務課長	杉本正範
生涯学習課長	上村欣也		

欠席（保健スポーツ課長 梅野修治）

---

会議に従事した事務局職員

局 長	御輿善弘	主 査	堀内一憲
-----	------	-----	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（谷本昌弘） 本日、告示第4号をもって平成26年第1回臨時会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成26年第1回臨時会は成立しましたので、開会します。

---

◎開議の宣告

○議長（谷本昌弘） これより、本日の会議を開きます。

---

◎町長の挨拶

○議長（谷本昌弘） 町長、招集の挨拶を登壇の上、願います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） はい、町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） 皆さん、おはようございます。

本日、平成26年第1回の河合町議会臨時議会を招集させていただきましたところ、全員、お揃いをいただきまして、大変ご苦勞様でございます。

本日、上程をいたしております議案は、議案第24号から議案第25号の2議案、承認第1号から承認第3号までの3承認、合計5案件を上程させていただいております。

慎重なるご審議をいただき、ご決定を賜ります事を、お願いを申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（谷本昌弘） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、1番馬場千恵子議員、2番杵本光清議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（谷本昌弘） 日程第2、会期の決定を議題とします。

4月23日に議会運営委員会を開催していただいております。森尾和正議会運営委員長より会期等についての報告を願います。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森尾委員長。

○5番（森尾和正） 4月23日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は本日、1日限りといたします。

議案につきましては、議案第24号、第25号の2議案、承認第1号から承認第3号までの3承認を本日上程し、審議いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（谷本昌弘） 会期等については、ただいまの委員長報告どおりに決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長の報告どおり、本日1日限りといたします。

暫時、休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時07分



○議長（谷本昌弘） 再開します。

---

◎日程の追加

○議長（谷本昌弘） ただいま休憩中に疋田俊文副議長より、一身上の都合によりまして、本日付をもって副議長の辞職願が提出されました。

副議長の辞職の件を直ちに追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

○9番（岡井誠也） ちょっと、暫時休憩してもらえます。

○議長（谷本昌弘） はい、そしたら暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時14分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

---

◎副議長の辞職

○議長（谷本昌弘） 副議長におかれましては、除籍の規定が適用されますので、あらかじめ退席されておられます。

地方自治法第108条の規定により、疋田俊文議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

よって、疋田俊文議員の副議長辞職の件は、許可することに決定しました。

疋田俊文議員の入場を許可します。

（8番 疋田俊文 入場）

○議長（谷本昌弘） 疋田俊文議員には、副議長辞職の許可がされたことをお伝えします。

副議長退任の挨拶を登壇の上、願います。

○8番（疋田俊文） 議長。

○議長（谷本昌弘） 疋田俊文議員。

（8番 疋田俊文 登壇）

○8番（疋田俊文） 皆さんのおかげで、一年間無事に終わる事が出来ましたこと、厚く御礼を申し上げます。

また、一議員に戻りまして河合町発展のために尽くす所存でございます。どうかよろしくお願いいたしまして、甚だ簡単ですが、辞職の挨拶といたします。どうも、ありがとうございました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（谷本昌弘） ただいま、副議長が欠員となりましたので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行うことに決定しました。

---

#### ◎副議長の選挙

○議長（谷本昌弘） 選挙の方法は、指名推薦あるいは投票のいずれかある訳ですがどちらにされますか。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 投票をお願いします。

○議長（谷本昌弘） 投票ということでございます。選挙の方法は投票によって決定することにいたします。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（谷本昌弘） ただいまの出席議員は13名です。

立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に杵本光清議員、吉村幸訓議員を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。投票用紙の配布をお願いします。

（投票用紙の配布）

○議長（谷本昌弘） 投票は単記無記名でございます。白票は無効になります。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（谷本昌弘） 異常なしと認めます。

それでは、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番馬場千恵子議員から順次投票願います。

（投票）

○議長（谷本昌弘） 投票を終わります。

これより開票作業を行います。

杵本光清議員、吉村幸訓議員、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（谷本昌弘） 結果を発表いたします。

投票総数13票、有効投票9票、無効投票4票。

有効投票のうち岡田議員8票、馬場議員1票、以上です。

この選挙の法定得票数は、2.25票でございます。

したがって、岡田議員が副議長に当選されました。

ただいま、当選されました岡田議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規

定により当選人の告知をいたします。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長(谷本昌弘) それでは、岡田議員、副議長就任の挨拶を登壇の上、願います。

○副議長(岡田康則) 議長。

○議長(谷本昌弘) 岡田議員。

(新副議長 岡田康則 登壇)

○副議長(岡田康則) この度の副議長選挙におきまして、議員皆さまからのご推挙たまわり責任の重大さ、身が引き締まる思いであります。今後は副議長の職務を遂行し議長の補佐役として調整の推進と議会の構成、かつ円滑なる運営に誠実に取り組む所存でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長(谷本昌弘) 暫時休憩いたします。5分ほど休憩いたします。

休憩後、議長を交代いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時33分

○副議長(岡田康則) 再開します。

---

### ◎日程の追加

○副議長(岡田康則) ただいま谷本昌弘議長より、一身上の都合により、本日付をもって議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長の辞職の件を直ちに追加し、追加日程第3とし、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(岡田康則) ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

なお、谷本昌弘議長におかれましては、除斥の規程が適用されますので、あらかじめ退席されております。

---

### ◎議長の辞職

○副議長（岡田康則） お諮りします。

地方自治法第108条の規定により、谷本昌弘議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（岡田康則） ご異議なしと認めます。

よって、谷本昌弘議員の議長辞職の件は許可することに決定いたしました。

谷本昌弘議員の入場を許可いたします。

（9番 谷本昌弘 入場）

○副議長（岡田康則） 谷本昌弘議員には議長の辞職が許可されたことをお伝えします。

議長退任の挨拶を登壇の上、お願いします。

○9番（谷本昌弘） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 谷本議員。

（9番 谷本昌弘 登壇）

○9番（谷本昌弘） 平成25年度の河合町議会議長、無事一年間終える事が出来まして自分でも満足しております。皆さん方の先生方諸氏のおかげと、理事者側の皆さん方のおかげと感謝しております。また一議員に戻りましても住民目線に立った細かな議会政治、議員活動をしていく所存でございます。今後とも皆さん方のご協力ご支援また賜りますように甚だ簡単ではございますが、お願いを申しあげるとともに皆さん方のご支援ご協力本当にありがとうございました。今後ともまたよろしく願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

---

◎日程の追加

○副議長（岡田康則） お諮りします。

ただいま、議長が欠員となりましたので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（岡田康則） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、選挙を行うことに決定しました。

---

◎議長の選挙

○副議長（岡田康則） 選挙の方法は、指名推薦、あるいは投票、いずれの方法といたしましょうか。

○1番（馬場千恵子） はい。

○副議長（岡田康則） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 投票をお願いします。

○副議長（岡田康則） 投票との発言がございましたので、選挙の方法は投票によることとします。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○副議長（岡田康則） ただいまの出席議員は13人です。

立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に杵本光清議員、吉村幸訓議員を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

○副議長（岡田康則） 念のために申し上げます投票は単記無記名です。

投票用紙の配布もれ、ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（岡田康則） 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○副議長（岡田康則） これより投票を行います。

なお、白票は無効であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番馬場千恵子議員から順次投票をお願いします。

（投票）

○副議長（岡田康則） 投票もれはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（岡田康則） 投票漏れなしと認めます。投票終わります。

これより開票を行います。

杵本光清議員、吉村幸訓議員、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○副議長（岡田康則） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票12票、無効投票1票です。

有効投票のうち疋田俊文議員11票、馬場千恵子議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、疋田俊文議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました疋田俊文議員、議場におられますので会議規則32条2項の規定により当選人の告知をいたします。

それでは議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○副議長（岡田康則） それでは、疋田俊文議員、議長就任の挨拶を登壇の上、願います。

○議長（疋田俊文） 議長。

○副議長（岡田康則） 疋田議員。

（8番 疋田俊文 登壇）

○議長（疋田俊文） 皆さんのおかげでただいま選挙の結果、議長に選ばれましたこと、厚く御礼を申し上げます。

理事者の皆さん、議員の皆さんのパイプ役として行く所存でございます。これからもいろいろ難問はいろいろあると思いますが、議員の皆さん、理事者の皆さんご協力をよろしくお

願いいたしまして私の就任の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

○副議長（岡田康則） 暫時休憩します。

休憩後、議長を交代いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時59分

○議長（疋田俊文） 再開します。

---

#### ◎日程の追加

○議長（疋田俊文） お諮りします。

各常任委員会の委員の選任についてを議題といたします。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の委員の選任については、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

---

#### ◎各常任委員会の委員の選任

○議長（疋田俊文） 追加日程第5、各常任委員会の委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

暫時休憩。



休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 05 分

○議長（疋田俊文） 再開します。

それでは指名を行います。

総務常任委員会の委員として、弓戸議員、疋田俊文議員、西村議員、池原真智子議員、馬場議員。

厚生常任委員会の委員として、杵本議員、岡田議員、谷本議員、森尾議員。

経済建設常任委員会の委員として、岡井議員、中尾議員、辻井議員、吉村議員。

それぞれ、ただいま指名しました方々を選任いたします。

よろしく、お願いします。

次に、委員の選任が終わりましたので、各常任委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 07 分

再開 午前 11 時 16 分

○議長（疋田俊文） 再開します。

ただいま、各常任委員会において選任されました委員長及び副委員長を報告します。

総務常任委員会委員長に弓戸議員、副委員長に西村議員。

厚生常任委員会委員長に杵本議員、副委員長に森尾議員。

経済建設常任委員会委員長に岡井議員、副委員長に吉村議員。

以上の方々が選任されました。

---

◎日程の追加

○議長（疋田俊文） お諮りします。

議会運営委員会の委員の選任についてを議題といたします。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の委員の選任についてを、追加日程第6として議題とすることに決定しました。

---

◎議会運営委員会の委員の選任

○議長（疋田俊文） 追加日程第6、議会運営委員会の委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時21分

○議長（疋田俊文） 再開します。

それでは、指名を行います。

池原議員、弓戸議員、杵本議員、岡井議員、西村議員、谷本議員、以上6名であります。

議会運営委員会の委員に、ただいま指名しました方々の選任をいたします。よろしく願いします。

次に、議会運営委員会の委員の選任が終わりましたので、議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前 11時25分

再開 午前 11時26分

○議長（疋田俊文） 再開します。

ただいま、選任されました議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長には池原議員、副委員長に西村議員、以上の方々が選任されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 11時26分

再開 午前 11時27分

○議長（疋田俊文） 再開します。

---

#### ◎日程の追加

○議長（疋田俊文） 先ほど岡田委員より、学校再編検討特別委員会の委員の辞任の申し出がありましたので、お諮りします。

岡田委員の学校再編検討特別委員会の委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、岡田委員の学校再編特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しました。

追加日程第7、岡田委員の学校再編検討特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。

岡田委員の、一身上の都合でありますので地方自治法第117条の規定により、岡田委員の退場を求めます。

(4番 岡田康則 退場)

---

◎学校再編検討特別委員会の委員の辞任

○議長(疋田俊文) お諮りします。

本件は、申出の通り学校再編検討特別委員会の委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

よって、岡田委員の学校再編検討特別委員会の委員の辞任の件は、許可することに決定しました。

岡田委員、再入場をお願いします。

(4番 岡田康則 入場)

---

◎日程の追加

○議長(疋田俊文) ただいま、学校再編検討特別委員会の委員が、一名欠員になりましたので、学校再編検討特別委員会の委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第8としてその選任を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

よって学校再編検討特別委員会の委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定しました。

---

◎学校再編検討特別委員会の委員の選任

追加日程第8、「学校再編検討特別委員会の委員の選任について」を議題とします。

学校再編検討特別委員会の委員の選任について、委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時32分

○議長(疋田俊文) 再開します。

それでは、指名を行います。

学校再編検討特別委員会の委員に谷本議員を指名します。

よろしく申し上げます。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長(疋田俊文) 追加日程第9、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第24号から議案第25号、承認第1号から承認第3号の上程、説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より、議案第24号、第25号の2議案及び承認第1号から第3号の3承認について、提案理由の説明を登壇の上、お願いします。

○副町長（藤岡和成） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

（副町長 藤岡和成 登壇）

○副町長（藤岡和成） それでは、平成26年5月臨時議会に上程いたされました、議案2件、承認3件、合計5案件につきまして、順次ご説明申し上げます。

まず、議案第24号 平成26年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算総額を60億6,020万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。8ページをお開き願います。

9款教育費、1項教育総務費では20万円の増額で、内容につきましては、学校再編検討費として先進地視察経費等の増額補正でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお開き願います。

9款地方交付税、1項地方交付税で20万円の増額となっております。

以上、歳入歳出20万円の増額補正となっております。

次に、議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、平成26年4月1日より退職職員を再任用することに伴う、一部改正でございます。

改正致します内容は、「第15条第3項」で、再任用職員に係る期末手当の6月の支給割合を、国に準じて100分の75を100分の65と改正するものでございます。

尚、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次に、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分致しましたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分致しました平成25年度河合町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算に増減はなく、歳入予算の財源振替となっております。

第2条「繰越明許費の補正」につきましては3ページをお開き願います。

子ども・子育て支援新制度システム導入事業で751万7,000円を計上させていただいております。

第3条「地方債の補正」につきましては、4ページをお開き願います。

このことにつきましては、合計4事業の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を35億3,889万9,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。12ページをお開き願います。

7款土木費、2項道路橋梁費。

9款教育費、2項小学校費。

同じく、3項中学校費。

同じく、4項幼稚園費では、それぞれ補正額の増減はなく、財源の振替となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。8ページをお開き願います。

1款町税、1項町民税で6,100万円の減額。

同じく、4項町たばこ税で564万1,000円の減額。

13款国庫支出金、2項国庫補助金で1,547万6,000円の減額。

15款財産収入、2項財産売払収入で5,248万2,000円の減額。

20款町債、1項町債で1億3,459万9,000円の増額となっております。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分致しましたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分致しました河合町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が、平成26年3月31日に公布されたことに伴う改正でございます。

今回改正いたします内容をご説明申し上げます。

まず附則第6条及び附則第6条の2並びに附則第6条の3の改正は、課税標準の計算の細目を定めたものであるため、条例の規定を削除するものでございます。

附則第8条第1項の改正は、免税対象肉用牛の売却による事業所得の課税の特例適用期限を平成30年度まで延長するものでございます。

附則第10条の2の改正は、固定資産税に対する減額の特例措置を定めるものでございます。第1項は水質汚濁防止法に規定する工場等の汚水処理施設について、第2項は大気汚染

防止法に規定する指定物質排出抑制施設につて、第3項は土壌汚染対策法に規定する特定有害物資排出抑制施設について、第7項は水防法に規定する浸水防止用設備について、第8項は自然冷媒を利用した業務用冷凍・冷蔵機器について、それぞれ講じる特例措置を加えるものでございます。

附則第10条の3の改正は、耐震改修促進法に規定する防災拠点となる建築物及び国の補助で耐震改修した大規模建築物に係る固定資産税の特例規定を加えるものでございます。

附則第17条の2の改正は、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る軽減税率の適用期限を平成29年度まで延長するものでございます。

附則第21条の改正の第1項は、公益法人改革に伴い移行民法法人で、公益認定を受けた未登記の一般社団法人等を公益法人とみなして、固定資産税の非課税措置適用を明確化するものでございます。第2項は、特例移行民法法人の移行期限到来により、規定を削除するものでございます。

附則第21条の2の改正は、地方税法附則第41条の項ずれに伴い規定を整備するものでございます。

尚、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分致しましたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分致しました河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が、平成26年3月31日に公布されたことに伴う改正でございます。

今回の改正は、国民健康保険の加入者に対し課する後期高齢者支援金及び介護給付金の賦課限度額の引き上げ及び低所得者世帯に対する国民健康保険税の軽減判定基準の緩和等が図られたことに伴い法令の改正に準じ所要の改正を行うものでございます。

内容としましては、後期高齢者支援金の賦課限度額を2万円引き上げ16万円に、介護保険料の賦課限度額を2万円引き上げ14万円とするものでございます。

また、低所得者世帯における国民健康保険税の緩和措置が図られ、5割軽減判定の見直し及び2割軽減判定時における算出基礎額の引き上げを行い、保険税を求めることができるものとするものでございます。



尚、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上、上程致されました5案件の説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議、ご決定賜わりますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

---

### ◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第3、議案第24号 平成26年度河合町一般会計補正予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方発言願います。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 地方交付税で補正されたということですがけれども、教育総務費に補正されている理由として、先ほど視察費というふうに説明受けましたけれども、学校再編検討費の視察については、補正でなくとも予算を決定する段階で既にこういったことは予想されている事ではなかったのかと思うんですけれども、そういったことについてお伺いしたいのと、特別交付税について、ちょっとわかりやすく説明をお願いします。

○教育部長（井筒匠） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 井筒部長。

○教育部長（井筒匠） 昨年ですか、学校再編の特別委員会設けていただきまして、でその中で先進地視察、実際統廃合の運用が始まっているところ、或いはもう決定をしてこれから実際に動いて行くところ、そういったところの実情を聞きに行く。いわゆる先進地視察というんですかね。当然そういうものは、並行して考えてきたんですが、私の中でいろいろ模索する中で大阪府下あるいは兵庫県、この辺についてはジーゼル車の規制がかかっていたりするんです。実際まああのもう少し早く気が付けばよかったんですが、今後検討委員会の中で視察先、私ども提案させていただくんですが、選択肢を広げるということで、例えば町バスですと行けないところがあります。そういったことも踏まえ、選択肢を広げるということで、まあ今考えているのは10人乗りの大きなワゴン車も含めて、そういった経費を今上げさせていただいて、そういう裏付けをもって委員会に臨みたいというふうな思いから今になったと

いうことでございます。

○総務部次長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井次長。

○総務部次長（福井敏夫） 特別交付税について概要をご説明をさせていただきます。まずあの地方交付税の中に普通交付税と特別交付税という制度がございます。その中の特別交付税と申しますのは、普通交付税の算定には反映する事が出来なかった、特別の財政需要などを考慮して交付されるものでございます。普通交付税が、人口面積などに基づく標準的な地方公共団体の財政需要、これをベースとして交付額が決定されることに対しまして、特別交付税につきましては、普通交付税に算定に反映する事の出来なかった特別の財政需要これを考慮するものでございます。

26年度の算定にあたりましては、今回の経費これを特殊事情といたしまして他の経費と合わせまして基礎数字として申請する事を考えております。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 先ほどの教育再編の視察ですけれども、一定の日程の下に再編の委員会等開かれていますので当然そういったことも予想された、されていかなければならないということで、予算化されるべきだと思います。それとこのこれが特別な財政事業というふうにも思えないんですけれども、この特別交付税を使っているのはどうしてかなというふうに思いました。

○教育部長（井筒 匠） はい。

○議長（疋田俊文） 井筒部長。

○教育部長（井筒 匠） 当然スケジュールというものは、委員会の各委員さんともやり取りをしながら、当然私どももそのスケジュールという形のものを持っております。そんな中で今回先進地視察が含まれておって、それを提案するんですけども、まあ当然当初予算にということもわかるんですけども、今はっきり言いますと視察場所をいろいろ模索して提案するんですけども、入れないということは言えないし、選択肢を広げるといふ部分がかなり大きな部分があったので、むしろきっちりした形で予算化させていただいて少し遅れたのは確かなんですけどもそういった部分で委員の皆さまにもご理解をいただいたうえで、こういう形の予算組をしたいなと思ったので今に至った事でございます。

○総務部次長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井次長。

○総務部次長（福井敏夫） 学校の再編の掛かる経費というのは、普通交付税には反映されておられません。そういうところから特別交付税の対象になるであろうというところで、他の経費と合わせて、基礎数値として申請をする事を考えておるところでございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○7番（西村 潔） はい。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○7番（西村 潔） 20万の予算の対象が、今発言で議会の特別委員会の視察だという判断を計上しているわけですね。これは議会の予算というのは当然議会費の中から算出されるということでしょうけども、今回新たにこういうふうに出てきたと。これはあくまでも特別委員会の視察ということに限定しているということであらうんですけど、例えば職員さんが視察に行くということは入っているかどうか、その辺のことについて確認したいんですけども。

○教育部長（井筒 匠） はい。

○議長（疋田俊文） 井筒部長。

○教育部長（井筒 匠） 基本的には当然子どもも参加はさせていただきますけども、特別委員会の中で議員の皆さんと一緒にいかしていただくというふうに思っております。

○議長（疋田俊文） 他ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思いますので、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第24号の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第24号 平成26年度河合町一般会計補正予算については、原案どおり可決されました。

---

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第4、議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方発言願います。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 再任用ということですが、再任された場合基本給はどれくらいになるのか。それと対象人数は、今回出されている2名の方でよろしいでしょうか。それと今までの方についての扱いはどうなるのか教えてください。

○総務部次長（澤井昭仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 澤井次長。

○総務部次長（澤井昭仁） 今までの方との比較ということになるんですけども、この再任用制度を本町が今年度から採用した経緯ですけれども、いわゆる年金の無収入の期間というのが本年3月31日に定年退職を迎える職員から出てきます。これを受けまして国家公務員におきましては、定年退職を迎える職員に対して希望する職員について再任用するというところで閣議決定をされ、合わせて総務副大臣通知によりまして、地方公共団体もこれに沿って運用するよという通知がございました。そこで今年度初めて再任用職員を2名採用するにいたった訳でございます。そして、本町の再任用につきましては、給与表の2級を採用しております。月額213,400円でございます。以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 先ほどもご回答いただいた中で、年金が無収入になるということで、再任用されてるわけですが、基本給の所で2級ということで下がる。また再任用された時の6月の期末手当についても下がるということで、それに追い打ちをかけるように消費税もあがったということなんですけれども、どれくらいの一人につき収入減になるのか、教えてください。

○総務部次長（澤井昭仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 澤井次長。

○総務部次長（澤井昭仁） まず収入減という議論ですけれども、今回の改正につきましては、再任用制度を本町が導入するにあたって、それまで改正をしていなかった比率について国に準じて合わせるというふうに考えておりますので、給与が減るというような議論ではないというふうに思います。また再任用にあたりまして、今回4名の対象者がおりました、その4名すべてに対して意向を確認して希望する2人について再任用致しました。で再任用につきましては、既に月額給与というのは各級によって定めております。今回の再任用職員については、いわゆる補職、補職といいますのは課長とか課長補佐とかそういう職でございますけれども、補職を解いたうえで常勤の職員と同じ取り扱いをするということですので2級という給与の決定をいたしました。

○議長（疋田俊文） 他ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思いますので、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより議案第25号の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

---

#### ◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度河合町一般会計補正予算）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 歳入のところですけども、町税が6,600万ほど減収になっていますけれども、なぜ減収になっているのかと言うところを教えてくださいたいのと、それに伴って国庫支出金が減っているという理解でよろしいのでしょうか。それと財産の売却ですけどもこれについては、どこを予定して、これは売却出来なかったというふうに理解してよろしいんですか。もし出来なかった場合は売却のための努力はどの程度されたのかということも知りたいです。それと繰越明許費ですけども、繰越になった理由を教えてください。それと起債について目的というか、その説明をお願いしたいと思います。それと土木費とか歳出の所ですけども、教育費で地方債等国県からの支出金が減って一般財源から入れているというところの説明をお願いします。

○総務部次長（福井敏夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 福井次長。

○総務部次長（福井敏夫） まず歳入、町税の減収の理由についてでございます。まず個人町民税、これにおいて2,200万円の減額補正を計上させていただいております。これにつきましては、当初予算の段階で24年度の決算見込み額や後25年度の地方財政計画、伸び率これらを参考にして当初予算を見積もったところではございます。ただ今回の決算見込みにおきまして、住民の所得これが国も見込みほど上向かなかった事、あるいは住民の高齢化影響などによりまして約2,200万円程度減収が見込まれることとなったため減額補正をさせていただくものでございます。次に町民税の法人につきましては、3,900万円減額補正を計上させていただきます。これにつきましては、平成25年度当初予算を計上する段階におきまして23年度の決算、あるいは24年度の決算見込みに、この辺におきまして主要法人の業績が好調であったことからそれらをベースといたしまして、また平成24年12月以降、政権交代、あるいは経済対策によりまして、主要法人の増収が見込まれたことから地方財政計画の伸び等を参考にいたしまして増収を予算計上させていただいたところではございます。ただ今回の決算見込みにおきましては主要法人の業績回復これが遅れております。25年度の法人税の増収には繋がらなかったことから減額補正をさせていただいたところではございます。ただ平成26年度、業績につきましては予定納付制度による申告などから判断いたしまして、確実な回復が見込まれることから、26年度の税収には反映するものと考えております。次に国庫支出金の減額の理由でございます。国庫支出金につきましては、3月の補正予算で計上させていただ

きました、がんばる地域交付金、これにつきまして3月の補正の段階で学校の耐震化の財源として補正予算計上させていただいたところでございます。3月補正の段階では制度の内容、これが未確定であったことから平成24年度同じような交付金がありましたので、それと同じ方法で算出させていただいたところでございます。ただ25年度の交付金の内容が確定し地方負担額の概ね80%で試算しておりましたものが、地方負担額の概ね30%と率が減額されたことから、その国庫支出金の額を減額せざるを得なくなったものでございます。次に不動産売払い収入、財産収入の減額についてでございます。これにつきましては、平成25年度の当初予算におきまして町有地、公社地合わせて5,100万円。分譲宅地の1区画600万円これらの処分を考えておりました。実際1月から売却の手続きを進めてまいったところではございません。ただ公募が不調に終わったことから、平成25年度中の処分というのが出来なくなりました。なお、この分につきましては、平成26年度において再度処分価格を見直したうえで売却の手続きを進める予定でございます。すみません、続きまして繰越の理由でございます。子ども子育て支援新制度システム導入事業、これにつきまして、この事業につきましては、平成27年4月から新制度が導入されるわけでございますが、国からの仕様書の指示、これらにつきまして、内容が未確定な部分が多いことから平成26年度に予算を繰越して事業を進めなければならないことから今回繰越明許費、設定をさせていただいたところでございます。次に地方債の増減の理由についてのご質問だったと思います。地方債についてはまず道路整備事業債につきましては、歳出道路整備事業の執行が終わりましてその財源。すみません、その地方債の対象範囲が確定したことから300万円減額して4,320万円の予算計上させていただいたところでございます。次に臨時財政対策債、これにつきましては、地方交付税の算定と合わせまして臨時財政対策債の額が確定したことから、マイナス800万1,000円を減額補正をさせていただいたところでございます。次に減収補てん債、これにつきましては、先ほど町税の所で説明させていただきました、法人税収、これらが大きく減少していることから、その補てんとして借入れを認められている制度でございます。そういうところからこれは2,380万増額補正させていただいたところでございます。最後に退職手当債、これにつきましては、平成25年度末で9名の退職がございました。そういうところから退職手当債の算定において、1億2,180万円まあ上限といたしまして借りれる事が決まりました事から予算計上させていただいたところでございます。最後に歳出、財源の振替についてでございます。これにつきましては、先ほど歳入で説明させていただきましたががんばる地域交付金、この減額に伴いまして財源を国庫支出金を減額し、一般財源を増額させていただくものでござい

ます。以上でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○7番（西村 潔） はい。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○7番（西村 潔） まず、歳入の面で今説明がありました法人税が大幅に減少しているという、これ予算を立てる時に25年度の例えば国の政策とかいうことで、かなり予算の立て方に問題があったのかどうかですね。この検証についての考え方。でまあ法人税、国も伸びてる訳ですよ、その中でこっだけ減少しているという理由について、例えば河合町の独自のそういう要素があったのかどうかですね。で予算の立て方に問題があったのか、あるいは経済がかなり悪くなったのかどうかですね、その辺の視点について説明をお願いしたいと。それから不動産の売払いについては、毎年予算の未たつと申しますかね、原因は高い価格であるとか、経済状況が悪いとかいうことですが、ここでお願いしたいんですけど、過去10年間の不動産の財産収入の予算の計上とそれから例えばそれに対してどういう理由で売れなかったのかどうかね。その辺についての資料を請求します。今手元にないと思いますけどもね。で今回はかなり予算の立て方に問題あると私指摘させていただきましたけど、売れない土地売れない価格で予算を立てているのかどうか、そういう検証もしないといけないですね。河合町がもっている不動産の有効活用をどうするかについての総合的な管理をどうするかということも提案しておりますけど、毎年毎年どれだけの土地持ってて、どれだけ予算を計上して空振りなってるのかということについての、明らかにして欲しいと思いますので、少なくとも過去10年間予算を計上して、どれだけ売れて、どれだけ残ってまたそれを計上しているのかについての資料を提出をお願いします。それから退職手当債というのは、今9名あるということですから、恐らく毎年の退職者の予想以上な、人数が退職があったということで手当てできないと、これの通常もし退職者が何名ぐらいなれば、こう退職手当債の発行せんといかんのかということについてのキャッシュの手当の問題について説明をお願いしたいと思います。

○税務課長（岡田昌浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田課長。

○税務課長（岡田昌浩） まず法人住民税の件でございます。予算の立て方ということよりも、中身といたしまして法人自体の業績が低下したという事がいうことが大きな要因でございます。具体的に申しますと町内の主要法人につきましては、約1,300万昨年より減少しており



ます。その他、町内法人につきまして2,600万減少ということで、トータル3,900万減収ということで、業績低下によるものでございます。

○総務課長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村課長。

○総務課長（木村光弘） 財産の今質問でございました、10年間に上っての予算計上とあの資料につきましては、今お手元にもございませんので議員のおっしゃる通り後ほど資料等を作成しましてまた提出をさせていただきます。

○総務部次長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井次長。

○総務部次長（福井敏夫） 退職手当債の問題についてでございます。本町の定年退職者がピークを迎えるのは平成29年3月に大量の世代が退職を迎えます。その時点まで退職手当債の制度が続いておれば当然検討はさせていただいたところなんですけれども、その辺がピークに来るというところでございます。

○議長（疋田俊文） 他ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより承認第1号の採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度河合町一般会計補正予算）は、承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（河合町

税条例の一部改正)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方発言願います。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより承認第2号の採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(河合町税条例の一部改正)は、承認することに決定しました。

---

### ◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(河合町国民健康保険税条例の一部改正)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

○1番(馬場千恵子) はい。

○議長(疋田俊文) 馬場議員。

○1番(馬場千恵子) この限度額を上げることによって、何名ぐらいの方に影響があつてその金額がどれぐらいに及ぶのかっていうのが知りたいです。それと低所得の方の軽減、緩和なんですけれども、これについての効力っていうか、どの程度有効な面が出てくるのか、それと合わせてお願いします。

○住民福祉課長(門口光男) 議長。

○議長(疋田俊文) 門口課長。

○住民福祉課長（門口光男） まず、限度額を超える世帯についてなんですけれども、後期高齢者の支援分、これにつきましては、現在34世帯ございます。変更後につきましては15件程度増えまして49世帯。それと介護保険分これにつきましては、現在13世帯でございまして、変更後につきましては、5件の増合計で18件と予測をしております。影響額これにつきましては、年間106万程度の増額となるということで試算をしております。次にですね低所得の軽減の緩和これにつきましては、7割軽減世帯につきましては、863世帯で変更はございません。5割軽減の対象世帯につきましては、3月31日現在で142世帯ございまして、新たに178世帯が対象になると。次に2割軽減の対象世帯これにつきましては3月31日現在で333世帯ございまして、新たに41世帯が対象となります。以上でございます。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） この軽減処置で軽減される世帯が増えるということに対してはいいことだと思うんですけれども、限度額が上がることによって15世帯とか5世帯とか増えるということで負担増になる訳ですね。そういった負担増があるということで資産割については、河合町は資産割が0ではないんですけれども、他の市段階では資産割をして軽減している。町の段階でも近隣でも4町ほどが資産割をなくしているということで、軽減処置が取られるわけですけれども、この上限を上げるということに伴って言うのは変な言い方ですけども、負担になるということも見込まれてますので、そういった資産割をなくすという形で軽減方法というか、対応されてはどうかと思うんですけれども。どうでしょうか。

○福祉部長（中尾博幸） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 国民健康保険税、この計算につきましては、今おっしゃった通りの形でございます。ただ3月議会ですか、馬場議員さんの方から全体的な見直しということもおっしゃっていただいておりますので、それにつきましては皆さんの還元ということにつきまして検討していつているということでご理解願いたいと思います。

○議長（疋田俊文） 他ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより承認第3号の採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数です。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（河合町国民健康保険税条例の一部改正）は、承認することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（疋田俊文） お諮りします。

以上で今期、臨時議会に付議されました案件は、全て議了しました。

これをもって会議規則第6条の規定により本日をもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、平成26年第1回臨時会は、閉会することに決定しました。

閉会 午後0時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

前 議 長 谷 本 昌 弘

副 議 長 岡 田 康 則

前 副 議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 馬 場 千 恵 子

署 名 議 員 杵 本 光 清